

川越市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修理 伝統的建造物の特性の維持のために、川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画（平成11年川越市教育委員会告示第4号。以下「保存計画」という。）に定める修理基準に基づき行う行為
- (2) 修景 伝統的建造物以外の建築物等を新築、増築、改築、移築する行為で、保存計画に定める修景基準又は景観基準に基づくもの
- (3) 復旧 災害等により損壊した伝統的建造物及び環境物件を現状に復する行為
- (4) 管理 建築物等に火災報知設備等を設置する行為その他建築物等の維持管理等のための行為

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次の表の事業の種類に応じ、それぞれ同表に掲げるものとする。

事業		補助対象経費	補助率	上限額
修理		外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費	4/5以内	1,600万円
修景	修景基準に基づく行為	外観の整備に要する経費	3/5以内	600万円
	景観基準に基づく行為	道路、公園、広場等の公共の場所より容易に望見できる外観の整備に要する経費	2/5以内	300万円
復旧		復旧に要する経費のうち、市長が必要と認めたもの	市長が別に定める。	
管理		管理に要する経費のうち、市長が必要と認めたもの	市長が別に定める。	

2 前項の表中修理の項の上限額は、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。
(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施設計書
- (4) 建築物等の現状を示す写真等又は図面
- (5) その他市長が必要と認める資料

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請書の提出を行うに当たり、消費税法上の課税事業者である場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額と

して控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定通知）

第5条 規則第7条第1項の交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

（状況報告）

第6条 規則第11条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第13条の実績報告書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業成果報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 実施設計書
- (4) 事業の成果を証する写真等
- (5) その他市長が必要と認める資料

3 補助事業者が、消費税法上の課税事業者であつて、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

4 第1項に規定する実績報告書の提出時期は、補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条第1項に規定する補助金の額の確定に係る通知は、様式第4号により行うものとする。

- 2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者が消費税法上の課税事業者で、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに伝統的建造物群保存地区保存事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第5号)を市に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を補助事業者に命ずるものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画決定の告示があった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。